

前科による資格制限規定の例

【資格制限の例】

弁護士（弁護士法）

<p>(弁護士の欠格事由)</p> <p>第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、<u>弁護士となる資格を有しない。</u></p> <p>一 <u>禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p>二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者</p> <p>三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者</p> <p>四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>制限の内容（必要的制限）</p>	<p>制限の期間・制限事由（刑の重さによる限定）</p>
---	---------------------	------------------------------

制限の内容（必要的／裁量的制限）の例

〔必要的制限の例〕

- 「・・・となることができない。」
- 「・・・となる資格を有しない。」
- 「・・・の許可をしてはならない。」

など

〔裁量的制限の例〕

- 「・・・免許を与えないことがある。」
- 「・・・免状の交付を行わないことができる。」

など

制限の期間の例

- 「禁錮以上の刑に処せられた者」
- 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」
- 「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」

など

制限事由（刑の重さによる限定）の例

- 「1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者」
- 「禁錮以上の刑に処せられた者」
- 「罰金以上の刑に処せられた者」

など

制限事由（犯した罪による限定）の例

- 「●●法第■ ■条又は第▲▲条の罪を犯したことにより、刑に処せられた者」
- 「この法律の規定に違反し、刑に処せられた者」
- 「この法律又は●●法の規定に違反し、刑に処せられた者」

など